

はばたき21

ワーク・ライフ・バランス ～仕事と生活の調和～

通信

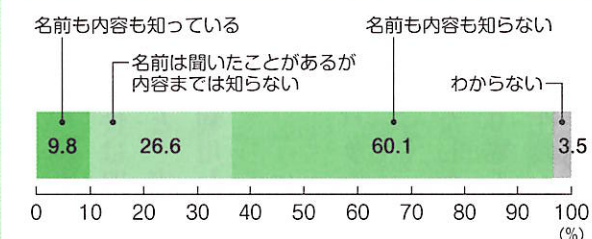
2009.9
No.18



※仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章…平成19年12月に「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」（内閣府）でワーク・ライフ・バランス社会実現のため「仕事と生活の調和推進のための行動指針」とともに定められました。

図1

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の認知度
回答=1,839人



内閣府「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する特別世論調査」（平成20年）より

「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」
ということばを聞いたことはありますか？

平成20年の内閣府による「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」に関する特別世論調査」では「名前も内容も知っている」と答えた人が9・8%、「名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない」が26・6%、「名前も内容も知らない」が60・1%、「わからない」が3・5%と、まだまだ知らない人が多いという結果が出ています。（図1）

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（※）によると「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」こそが、仕事と生活の調和が実現した社会だとされています。

だれもが自分らしい生き方を

平成19年の「男女平等に関する台東区民意識調査」の中の「男女が共にいきいきと働くために、特にどのようなものを充実すべきだと思いますか」という設問では、「就業時間の短縮等」を促進するための企業支援が最も多く、「子育て支援の充実」「介護サービスの充実」と続いています。(図2)

内閣府が平成20年に行った「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」に関する意識調査の中で「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度について調査をしています。「仕事」を優先することを希望とする人は2%にすぎず、30%以上の人は3つとも全てをバランスよく優先したいと考えています。しかし現実には、約半数の人が仕事が優先となっています。

希望と現実が一致する人は15%に留まり、希望と現実には大きく差があります。

ワーク・ライフ・バランスとは仕事だけでなく、家庭や地域生活全体のバランスが重要です。

女性がいきいきと

働き続けるために

内閣府の「女性のライフプランニング支援に関する調査報告書」(図4)によると、女性の働き方の理想は、結婚・出産や子どもの年齢と共に変化していることがわかります。

子どもが小さな時期は、働きたくないという人もいますが、子どもが中学生以上では9割以上の人が働くことを希望しています。一方、現状をみると、働いていない人が希望よりも多く、働き方も多くがパート・アルバイトに集中しており、理想との間にはギャップがみられます。

女性が子育てしながら働く場合、家族の状況として最も必要だと思うものには「配偶者・パートナーが平日も家事・育児に協力してくれること」が一番多い回答です。(図5)

女性がいきいきと活躍できる社会には、より一層の配偶者・パートナーの育児・家事への協力や育児・介護のための支援の充実などが強く望まれています。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、行政や企業だけでなく、一人ひとりが自身自身の問題として考えていくことが大切です。わたしたちも、自分たちの働き方や生活についてふり返り、ワーク・ライフ・バランスについて考えてみませんか。

図4

回答=3,100人

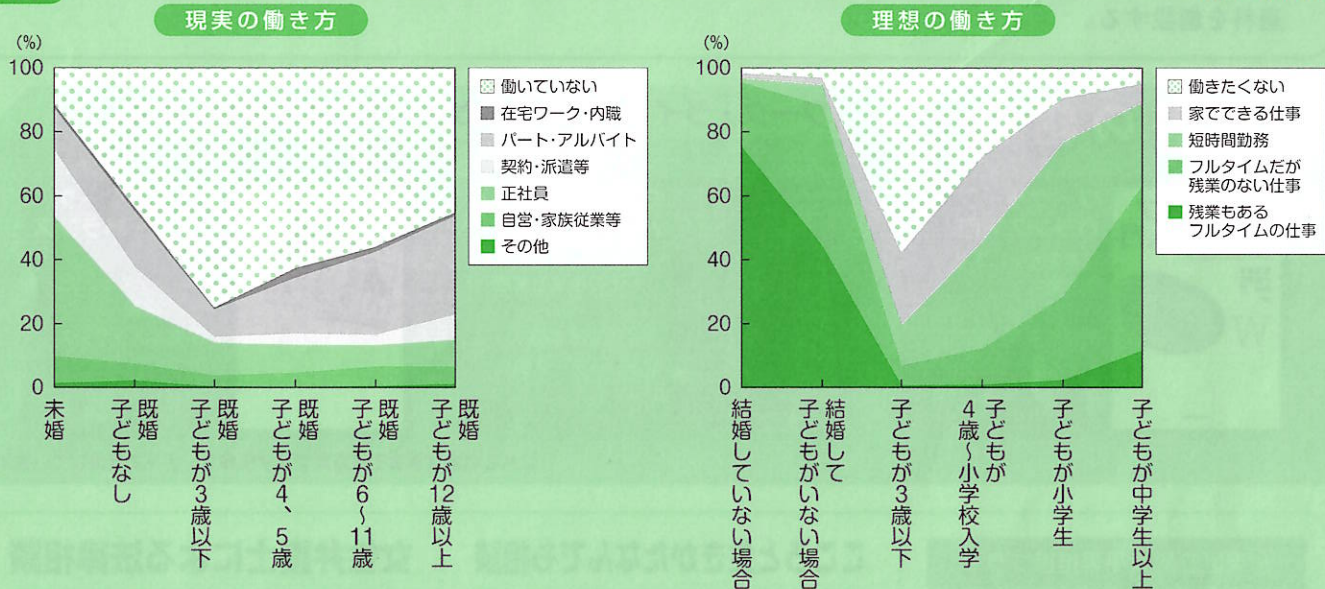


図5

子育てしながら働く場合、家族の状況として最も必要だと思うもの

回答=3,100人

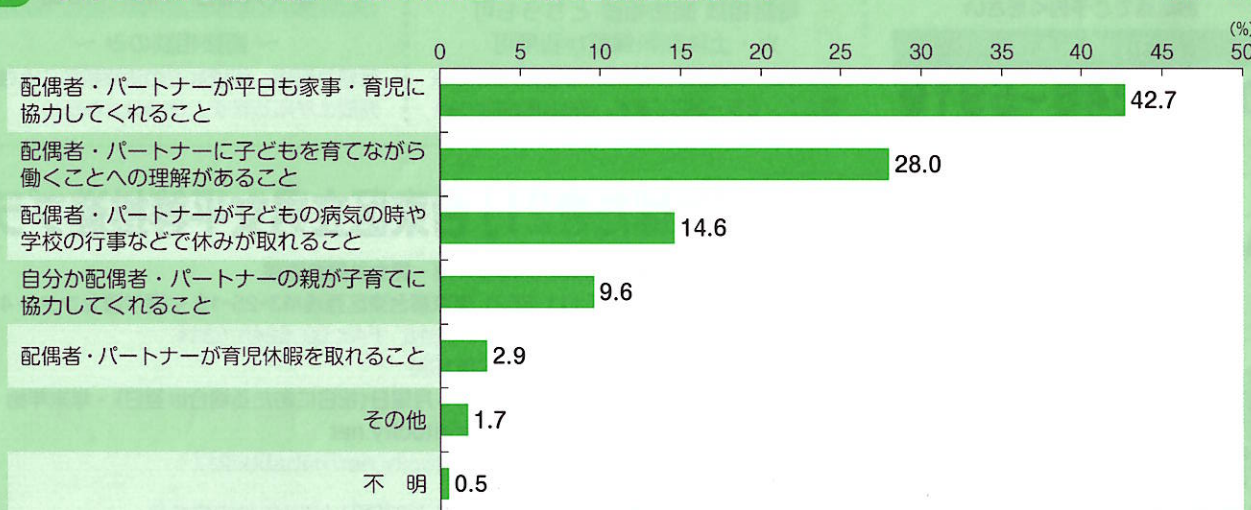
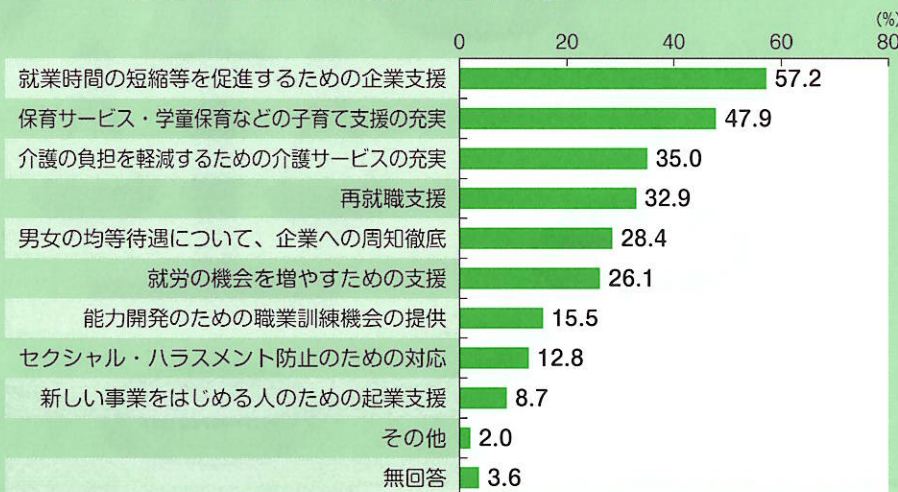


図4・5 内閣府男女共同参画局「女性のライフプランニング支援に関する調査報告書」(平成19年)より

図2

男女が共にいきいきと働くために、特にどのようなものを充実すべきだと思いますか。

回答=781人(複数回答)



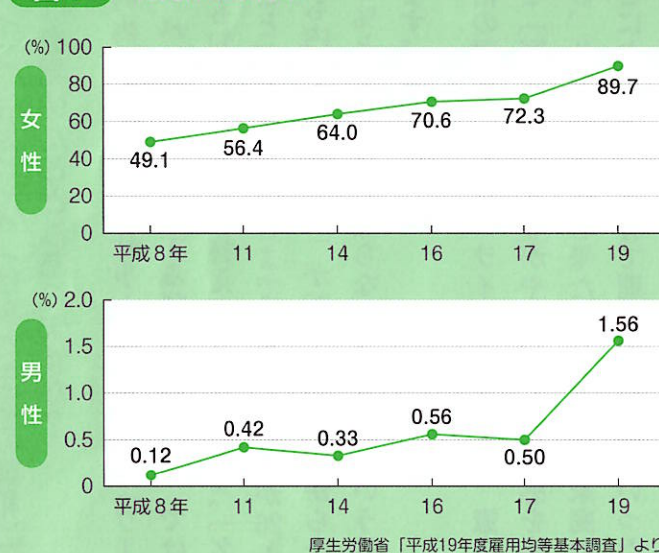
台東区「男女平等に関する台東区民意識調査」(平成19年)より

男性の子育て参加の支援・促進

厚生労働省の「平成19年度雇用均等基本調査」によると、女性の約9割が育児休業を取得しています。その反面男性の取得率は、以前より少し上がったとはいえ1・56%。女性と比べると大幅な差があります。(図3)

図3

育児休業取得率



厚生労働省「平成19年度雇用均等基本調査」より

厚生労働省の「今後の仕事と家庭の両立支援に関する調査結果」(平成20年)によると育児休業制度を利用したいと思う男性は31・8%います。しかし図3の結果を見ると、実際には制度を利用したいと思っても利用していない男性が多いことがわかります。

内閣府ではワーク・ライフ・バランス実現の取組みとして「育児休業を取りたい」「仕事と同様家庭でもしっかり役割を果たしたい」と考える男性を後押しし、男性を取り巻く職場や家族の意識を変えていくよう「男性の子育て参加の支援・促進」を進めています。(育児・介護休業法の改正など)

「育児・介護休業法」の主な改正内容

仕事と子育ての両立支援等を一層進め子育てしながら働き続けることができる雇用環境を整備するため今年6月に改正されました。

＊ 子育て期間中の働き方の見直し

- 3歳までの子を養育する労働者について短時間勤務制度(1日6時間)を設けることを事業主の義務とし、労働者から請求があったときの所定外労働の免除を制度化する。
- 子の介護休暇制度を拡充する。
(小学校就学前の子が1人であれば年5日(現行どおり)2人以上であれば年10日)

*** 父親も子育てができる働き方の実現**

- 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2ヶ月(現行1歳)までの間に1年間育児休業を取得可能とする。
- 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。
- 配偶者が専業主婦(夫)であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する。

* 仕事と介護の両立支援

- 介護のための短期の休暇制度を創設する。
(要介護状態の対象家族が、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日)

*** 実効性の確保**

- 苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。
- 勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告せず、又は虚偽の報告をした者に対する過料を創設する。

圖書の紹介

ワーク・ライフ・バランスがテーマの本を紹介します。



**ワークライフ
バランス入門**
日本を元気にする
処方箋

荒金雅子 他 編著
ミネルヴァ書房



**ワーク・ライフ・
バランスの実践**
—企業事例に見る
その手法と実際—

久谷與四郎 編著
日本リーダーズ協会



**男たちのワーク・
ライフ・バランス**

ヒューマンルネッサンス
研究所 編著
幻冬舎ルネッサンス

これらの本は男女平等推進プラザ情報コーナーで貸出しています

台東区立男女平等推進プラザ
はばたき21相談室

1回50分 無料です
お電話でご予約ください

☎ 予約専用電話 ☎

03-5246-5819

こころと生きかたなんでも相談

火・土 10時～16時
水・木 17時～21時

電話相談 面接相談 どちらも可
火・土は無料保育が利用可

生きかた、人間関係、DVなどの相談に女性の心理カウンセラーが応じます。(男性は電話相談のみ)

女性弁護士による法律相談

第2水曜日 13時～16時
第3木曜日 10時～13時
第4火曜日 16時～19時

～ 面接相談のみ ～

離婚や親権、相続などの法律相談に女性の弁護士が応じます。(対象は女性のみ)



交通機関

- JR山手線・京浜東北線「鶯谷駅」南口 徒歩約15分
- 地下鉄 日比谷線「入谷駅」1番出口 徒歩約8分
- 銀座線「田原町駅」 徒歩約12分
- つくばエクスプレス「浅草駅」A2出口 徒歩約5分
- めぐりん「生涯学習センター南」・「生涯学習センター北」共に徒歩3分

「はばたき21」台東区立男女平等推進プラザ

編集・発行 台東区総務部人権・男女共同参画課
〒111-8621 東京都台東区西浅草3-25-16 生涯学習センター 4階
TEL 03-5246-5816 FAX 03-5246-5814

開館時間 午前9時～午後10時
休館日 第1、第3、第5月曜日(祝日にあたる場合は翌日)・年末年始
E-mail habataki21@taitocity.net
URL <http://www.taitocity.net/habataki21/>